

長岡市中心市街地活性化協議会 令和7年度「長岡まちなか若者事業サポート支援金」申込要領

1. 事業目的

若者が中心となって自ら考え取り組む活動に対し支援金を交付し、中心市街地（まちなか）活性化に資するアイデアの実現をサポートすることで、地域の活性化と若者の創造性や起業意欲の促進を図ることを目的としています。

2. 制度概要

対象事業	長岡の中心市街地（まちなか）※を活性化するとともに、まちなかの魅力発信に繋がる事業や取り組み。 ※長岡市中心市街地活性化基本計画で定義する区域（裏面参照）
対象経費	・対象事業のうち、まちなかの活性化・魅力発信に繋がる具体的な取り組みに必要な経費とします。 ・以下については原則として支援対象外とします。 a) 固定費支払い（人件費・労務費、飲食、娯楽、接待等費用、地代家賃、水道光熱費、利子割引料、租税公課 等） b) その他、まちづくり部会で協議の上、対象と認めないもの。
支援金額	・対象経費の5万円までは、 <u>全額(10/10)</u> を支援、5万円を超える部分は、 <u>原則 1/2※</u> を支援します（ <u>上限 25万円</u> ）。 ※構成員の大半が生徒・学生の場合は2/3支援、構成員の全員が生徒・学生の場合は全額(10/10)支援します。
対象者	・申請者（団体の場合は構成員の大半）が令和7年4月1日時点において16歳以上40歳未満であること（高校生可）。 ※申請者が高校生の場合、保護者等の責任者を必要とします。 ・以下のいずれにも該当しないもの a) 営利を主目的とする企業ではないこと。 b) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。 c) 暴力団等の反社会的勢力ではないこと、また反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
交付実績のある者の取り扱い	<学生以外>同一事業に対して3回まで申請可（令和6年度から起算）。 ただし、前回から内容を拡充して実施することを申請要件とし、さらに2回目の申請は上限額20万円、3回目の申請は上限額15万円とします。 <学生>回数制限なし（前回事業の実績や継続性、将来性を考慮して審査）
事業実施期間	令和8年2月28日まで

●学生を対象としたアドバイザー紹介について

学生による申請の場合、まちなかでの活動経験が豊富なアドバイザーを紹介します。アイデア・やりたいことの具現化、事業の進め方に関する相談・助言等を受けられます。詳しくは事務局にお問い合わせください。

3. 申請方法

- ・申請書を提出する前に必ず事務局に事前相談を行ってください（相談は随時受け付けます）。事前相談後に、所定の申請書類を事務局へ提出してください。
- ・申請後、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求められることがあります。
- ・申請者は、「まちづくり部会」において申請内容についてプレゼンを行っていただき、その内容を踏まえて採択の可否を決定します。プレゼンの結果、不採択や減額採択、条件付き採択となることがあります。
- ・採択の可否などの理由についてはお答えできません。

4. 申請期間

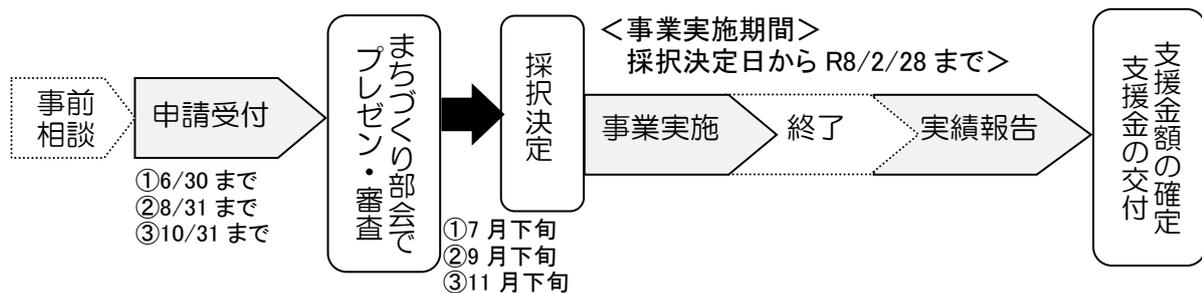
	第1回	第2回	第3回
申請締切	6月30日(月)まで	8月31日(日)まで	10月31日(金)まで

※予算に到達次第、受付を終了します。

5. その他

- ・事業完了後は、当事務局まで SNS 等で公開可能な記録写真（準備作業、実施風景）等を添付の上、実績報告書類を提出いただきます。
- ・その後まちづくり部会において、成果報告をしていただきます。
- ・成果報告後、事業が適切に実施されたと判断した後、指定の口座へ支援金を振込みます。
- ・事業実施前に支援金の交付を受けられないと事業に支障をきたす場合は前金払いや概算払いも可能です。ご相談ください。
- ・成果報告の内容に不備があった場合や申請内容との乖離が大きい場合、一部返金や採択を取り消す場合があります。
- ・同一申請者が同一事業年度内に2回以上申請することはできません。

●スケジュール（予定）



上記スケジュールを参考に、事業実施に間に合うよう申請を行ってください。
また、令和8年2月28日までに事業を完了させ、実績報告を提出する必要があります。

●「中心市街地（まちなか）」の範囲について

大手通十字路を中心とした、
およそ半径500m以内の区域を含む、
JR長岡駅周辺の商業地域及び近隣
商業地域を中心とした約96.3haの区域。
(右図参照)。



申込み・お問合せ先

長岡市中心市街地活性化協議会 事務局

特定非営利活動法人ながおか未来創造ネットワーク

TEL : 39-2500 E-mail : network@ao-re.jp